

神奈川県網膜色素変性症協会会則

平成28年 6月 18日 改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、神奈川県網膜色素変性症協会(以下、「本会」という。)と称し、略称を JRPS 神奈川とする。

(所在地)

第2条 本会の事務局は、会長の自宅又は役員会で定める場所に置く。

(目的)

第3条 本会は、公益社団法人日本網膜色素変性症協会(以下、「本部」という。)が目指す目的を達成するため、神奈川県内における網膜色素変性症等に関する正しい知識の普及、患者の福祉向上及び自立の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 本部事業への協力
- (2) 地域の患者、行政、医療機関、福祉・ボランティア団体等への啓発及び連携強化並びに会員拡大
- (3) 交流会等による会員相互の情報交換
- (4) 患者の社会参加の支援
- (5) 本部及び他の都道府県網膜色素変性症協会との交流並びに情報交換
- (6) その他、目的達成に必要な事業

第2章 総会

(定期総会)

第5条 会長は、毎年総会を開催し、次の事項について議決を得なければならない。

- (1) 前年度事業報告及び収支決算報告
- (2) 役員を選任
- (3) 新年度事業計画及び収支予算
- (4) その他、本会運営に係る重要事項

(臨時総会)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは臨時総会を開催しなければならない。

- (1) 役員会が必要と認めたとき。
- (2) 会員の3分の2以上から請求があったとき。

(議決)

第7条 総会における議決は、出席者の過半数によるものとする。

(通知)

第8条 総会の開催は、開催日の10日前までに文書等で会員に通知しなければならない。

第3章 役員等

(役員、役員会及び顧問)

第9条 本会に次の各号に定める役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 会計 1名
- (4) 会計監査 2名
- (5) 事務局 1名
- (6) 幹事 10名以内

2 役員会は、前項各号に定める役員で構成する。

3 役員会は次の各号の事務及び事業を執行する。

- (1)総会に付議する議案に関すること。
- (2)総会で議決された事項の執行に関すること。
- (3)その他、本会運営に必要な事務及び事業に関すること。

4 本会に顧問を置くことができる。顧問は本会の事業に助言・指導を行うものとする。

(役員を選任)

第10条 本会の役員は、定期総会において会員の中から選出する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、本会を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長が不在のときはその職務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計を担当する。
- (4) 会計監査は本会の業務及び会計を監査する。
- (5) 事務局は本会の庶務を担当する。
- (6) 幹事は本会の業務を担当する。

(役員の仕事)

第12条 役員の仕事は2年とし、定期総会から翌々年の定期総会までとする。ただし、再任を妨げない。

(役員を補充)

第13条 会長は、年度途中において本会活動の充実のため必要が生じた場合は、役員会の承認を得て役員(以下、「準幹事」という。)を

することができる。

2 準幹事は、役員会に出席するものとする。ただし、議決権は有しない。

3 準幹事の任期は、2年以内とする。

(役員解任)

第14条 役員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

ア この会則及びその他の細則に係る重大な違反行為

イ 本会の名誉を著しく傷つける行為、又は目的に反する行為

(都道府県等代表者会議)

第15条 会長は、本部主催の都道府県等代表者会議に出席しなければならない。ただし、会長が出席できないときは、副会長又は他の役員が代理出席するものとする。

第4章 代議員

(代議員)

第16条 本会に、本部が開催する総会へ出席する社員たる代議員を置くものとする。

2 代議員の定数は本部の定款に定めるところによる。

(代議員の選任)

第17条 本会の代議員は、本会会員による代議員選挙において選出する。

- 2 代議員は本会役員が兼務できるものとする。
- 3 代議員選挙に必要な細則は別に定める。

(代議員の任務)

第18条 代議員の任務は次のとおりとする。

- (1) 本部が開催する社員総会(代議員会)及び臨時社員総会への出席
- (2) 代議員会の結果に関する事項の本会会員への伝達及び周知

(代議員の選出報告)

第19条 会長は、選出された代議員の名簿を本部が指定する期限までに提出し報告しなければならない。

2 削除

(代議員の任期)

第20条 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(代議員の解任)

第21条 代議員が、次の各号のいずれかに該当するときは、役員会で議決し、本会総会の承認を得たうえで解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反及び代議員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- ア この会則及びその他の細則に係る重大な違反行為
イ 本会の名誉を著しく傷つける行為、又は目的に反する行為

第5章 会員

(会員資格)

第22条 本会の会員は、原則として神奈川県在住者で、本部の活動に賛同する本部会員である者とする。

(本会の構成)

第23条 本会は、患者会員、医療従事者会員及び支援会員の三者をもって構成する。

(会員の定義)

第24条 前条に定める会員の定義は、次のとおりとする。

- (1) 患者会員とは、網膜色素変性症及びその類縁疾患の患者並びにその家族をいう。
- (2) 医療従事者会員とは、網膜色素変性症及びその類縁疾患の研究・治療に従事する医師、リハビリテーションの研究・施術者並びに補助機器の開発・製作・取扱者をいう。
- (3) 支援会員とは、本部の活動に賛同し、金銭・物資の支援又はボランティア活動を行う個人及び団体をいう。

第6章 会計

(会計年度)

第25条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費等)

第26条 本会は会員から会費を徴収しない。

- 2 本会の事業において必要と認められる場合は、参加者から参加費を徴収することができる。
- 3 参加費は、その都度役員会で協議の上決定する。

(寄付金)

第27条 本会への寄付金は、充実した本会運営のために活動資金として活用するものとする。ただし、役員会の承認があるときは本部及び特定非営利活動法人網膜変性研究基金への寄付金として活用することができる。

(運営費)

第28条 本会の運営費は、本部交付金、事業収益金、支援金、寄付金及び参加者負担金等をもって充てる。

(本会活動支援費等の交付申請)

第29条 会長は、本部に次の各号に定める支援費等について関係書類を添えて交付申請するものとする。

(1) 本会活動支援費

活動報告書、決算報告書、活動計画書及び予算書

(2) QOL向上活動費

QOL活動申請書及び活動報告書

第7章 報酬

(報酬)

第30条 役員は、無報酬とする。

(交通費等の活動費)

第31条 役員等に対して交通費等の活動費を別に定める細則に基づき支給することができる。

第8章 雑則

(会則の改正)

第32条 この会則は、本部理事長の承認及び総会の議決を経て改正することができる。

2 会長は、改正後の会則を本部に速やかに報告するものとする。

附 則

この会則は、本部理事会の承認を経て、平成8年11月17日から施行する。

附 則

この会則は、本部理事会の承認を経て、平成18年6月4日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年6月18日から施行する。